

改正前	改正後
<p>1 目的</p> <p>東京都内で安全かつ適正に煙火を消費するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の法令、条例等に定めのあるもののほか、保安距離及び煙火消費の中止又は中断に係る基準等について定める。</p> <p>2 基準の適用範囲</p> <p>本基準は、東京都内において煙火を消費する場合で、煙火を消費現場に搬入した時点から、煙火消費後に消費場所の安全が確認できるまでの期間に適用する。</p> <p>なお、本基準は、火薬類取締法施行規則第49条第4号及び第4の2号に定める無許可消費数量に該当する煙火を消費する場合にも適用があるものとする。</p> <p>3 基準の遵守等</p> <p>(1) 主催者は、花火大会等の総責任者であることを自覚し、この基準に従って、主催者自らの責任において安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。</p> <p>(2) 煙火打揚業者は、煙火の打ち揚げの専門家として主催者に対し技術面からの助言を行うとともに、この基準に従って安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。</p> <p>(3) 東京都知事は、主催者及び煙火打揚業者に対し、この基準の遵守を指導する。</p> <p>4 用語の説明</p> <p>(1) 第一種地区</p> <p>観賞用として煙火を消費する場合において、煙火の消費場所周辺に人家が密集し、極めて多数の観衆が予想される地区をいう。</p> <p>(例) 隅田川花火大会の開催地</p> <p>(2) 第二種地区</p> <p>ア 観賞用として煙火を消費する場合において、消費場所周辺に人家が密集している地区又は多くの観衆が予想される地区をいう。</p>	<p>1 目的</p> <p>東京都内で安全かつ適正に煙火を消費するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の法令、条例等に定めのあるもののほか、保安距離及び煙火消費の中止又は中断に係る基準等について定める。</p> <p>2 基準の適用範囲</p> <p>本基準は、東京都内において煙火を消費する場合で、煙火を消費現場に搬入した時点から、煙火消費後に消費場所の安全が確認できるまでの期間に適用する。</p> <p>なお、本基準は、火薬類取締法施行規則第49条第4号及び第4の2号に定める無許可消費数量に該当する煙火を消費する場合にも適用があるものとする。</p> <p>3 基準の遵守等</p> <p>(1) 主催者は、花火大会等の総責任者であることを自覚し、この基準に従って、主催者自らの責任において安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。</p> <p>(2) 煙火打揚業者は、煙火の打ち揚げの専門家として主催者に対し技術面からの助言を行うとともに、この基準に従って安全かつ適正に煙火の消費に関する行為を行う。</p> <p>(3) 東京都知事は、主催者及び煙火打揚業者に対し、この基準の遵守を指導する。</p> <p>4 用語の説明</p> <p>(1) 第一種地区</p> <p>観賞用として煙火を消費する場合において、煙火の消費場所周辺に人家が密集し、極めて多数の観衆が予想される地区をいう。</p> <p>(例) 隅田川花火大会の開催地</p> <p>(2) 第二種地区</p> <p>ア 観賞用として煙火を消費する場合において、消費場所周辺に人家が密集している地区又は多数の観衆が予想される地区をいう。</p>

(例) 都内で開催される花火大会の大半の地区
イ 合図等信号用として煙火を消費する場合に
おいて、多数の観衆が予想される地区をいう。

(例) 野球場又は見本市会場の用地

(3) 第三種地区

第一種地区及び第二種地区のいずれにも該当
しない地区をいう。

(4) 保安距離

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第
1号に規定する安全な距離をいう。

(5) 保安物件

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第
1号に規定する「通路、人の集合する場所、建物
等」をいう(車両、鉄道及び船舶その他煙火消費
に伴う危険から保護すべき物件を含む)。

(6) 監督官庁等

東京都、警視庁、東京消防庁、管轄の海上保安
部、消防団等の煙火の消費を監督する官庁等をい
う。

(7) 立入禁止区域

煙火消費の安全を確保するために保安距離の
外側に設定された区域をいう。

(8) 関係者

煙火打揚従事者名簿に記載された者、監督官庁
等、主催者及び委託業者(警備や運営等の業務を
主催者から委託された者)をいう。

(9) 球形の打揚煙火

ア ぽか物: 煙火玉の形状が球形で、少量の割
火薬を用いた重量の軽い打揚煙火
をいう。

(例) 号砲、段雷、柳等

イ 割り物: 煙火玉の形状が球形で、多量の割火
薬を用いた重量の重い打揚煙火をい

(例) 都内で開催される花火大会の大半の地区
イ 合図等信号用として煙火を消費する場合に
おいて、消費時に多数の観衆が予想される地区
をいう。

(例) 合図雷打ち揚げ時に多数の観衆が予想さ
れる催事が行われる地区

(3) 第三種地区

第一種地区及び第二種地区のいずれにも該当
しない地区をいう。

(4) 保安距離

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第
1号に規定する安全な距離をいう。

(5) 保安物件

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第
1号に規定する「通路、人の集合する場所、建物
等」をいう(車両、鉄道及び船舶その他煙火消費
に伴う危険から保護すべき物件を含む)。ただ
し、煙火を消費するために不可欠な物件、消費者
の管理下であり保安上の支障がない軽微な物件
は除く。

(6) 監督官庁等

東京都、警視庁、東京消防庁、管轄の海上保安
部、消防団等の煙火の消費を監督する官庁等をい
う。

(7) 立入禁止区域

煙火消費の安全を確保するために保安距離の
外側に設定され、原則として煙火打揚従事者以外
は立ち入りが禁止される区域(消費場所から遮蔽
された安全な空間は除く。)をいう。

(8) 関係者

煙火打揚従事者名簿に記載された者、監督官庁
等、主催者及び委託業者(警備や運営等の業務を
主催者から委託された者)をいう。

(9) 球形の打揚煙火

ア ぽか物: 煙火玉の形状が球形で、少量の割
火薬を用いた重量の軽い打揚煙火
をいう。

(例) 号砲、段雷、柳等

イ 割り物: 煙火玉の形状が球形で、多量の割火
薬を用いた重量の重い打揚煙火をい

<p>う。</p> <p>(例) 菊、牡丹等</p> <p>(10) 円筒形打揚煙火 煙火玉の形状が円筒形の打揚煙火をいう。</p> <p>(11) 過早発 親みち（導火線をいう。以下同じ。）等に欠陥があること、親みちと玉皮との付け方が不完全であること、星が摩擦に弱い配合であること等が原因となって、煙火玉が発射直後に開発することをいう。</p> <p>(12) 低空開発 打ち揚げのための火薬が少ないこと、当該火薬の発射力が減じていること、煙火玉の外径が打揚筒の内径に比して小さいこと等が原因となって、打揚筒から打ち揚げられた後、煙火玉が<u>性能上危険な</u>高度で開発することをいう。</p> <p>(13) 黒玉 親みち又は煙火玉内部の着火不良等により、打ち揚がった後に開発せずに地上に落下した煙火の総称をいう。</p> <p>(14) 筒ばね 煙火玉が何らかの原因により打揚筒から打ち揚がらず、当該打揚筒内で爆発し、当該打揚筒を破壊することをいう。</p> <p>(15) 未着火煙火 速火線、導火線等の着火不良、電気点火の回路不良等により、打ち揚げのための火薬に着火せずに打揚筒内に残った煙火の総称をいう。</p> <p>(16) 煙火資材 打揚筒、打揚筒の固定器材その他の煙火の消費器材をいう。</p> <p>(17) 地上開発煙火 煙火玉を地面又は水面に置いて開発させる仕掛煙火をいう。 (例) 孔雀</p>	<p>う。</p> <p>(例) 菊、牡丹等</p> <p>(10) 円筒形打揚煙火 煙火玉の形状が円筒形の打揚煙火をいう。</p> <p>(11) 過早発 親みち（導火線をいう。以下同じ。）等に欠陥があること、親みちと玉皮との付け方が不完全であること、星が摩擦に弱い配合であること等が原因となって、煙火玉が発射直後に開発することをいう。</p> <p>(12) 低空開発 打ち揚げのための火薬が少ないこと、当該火薬の発射力が減じていること、煙火玉の外径が打揚筒の内径に比して小さいこと等が原因となって、打揚筒から打ち揚げられた後、煙火玉が<u>地上に危険を及ぼす低い</u>高度で開発することをいう。</p> <p>(13) 黒玉 親みち又は煙火玉内部の着火不良等により、打ち揚がった後に開発せずに地上に落下した煙火玉の総称をいう。</p> <p>(14) 筒ばね 煙火玉が何らかの原因により打揚筒から打ち揚がらず、当該打揚筒内で爆発し、当該打揚筒を破壊することをいう。 <u>(15) 地上開発</u> <u>打ち揚げた煙火玉が上空で開発せず、地上に落下し開発することをいう。</u></p> <p>(16) 未着火煙火 速火線、導火線等の着火不良、電気点火の回路不良等により、打ち揚げのための火薬に着火せずに打揚筒内に残った煙火の総称をいう。</p> <p>(17) 煙火資材 打揚筒、打揚筒の固定器材その他の煙火の消費器材をいう。</p> <p>(18) 地上開発煙火 煙火玉を地面又は水面に置いて開発させる仕掛煙火をいう。 (例) 孔雀</p>
---	---

(18) 水中投げ込み煙火

噴出力の強い火薬を使い、水面上を走らせる仕掛煙火をいう。

(例) 金魚

(19) 小型煙火

がん具煙火状であるが薬量により火薬類取締法で規定するがん具煙火の範ちゅうに入らない煙火がある。また、このようながん具煙火状の煙火を多数束ねて、星・内筒・玉等を連続的に打ち揚げる仕掛煙火もある。その種類は多種多様であり、これらを総称して小型煙火という。

(20) 手筒煙火

手筒煙火とは、噴出火薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火をいう。

表 球状の打揚煙火玉に関する諸元等→別紙1

5 保安距離に関する基準

煙火の種類ごとに定めた下記の保安距離内に保安物件がある場合は、煙火の準備作業及び消費を禁止する。ただし、保安物件の権利者から煙火消費に関する同意が得られており、かつ、保安物件への防災措置及び立入禁止措置が担保され保安上支障がない場合、煙火の準備作業中に都の確認を受けた航路を船舶が航行する場合、その他都が保安上支障ないとして認めた場合はこの限りではない。

(1) 打揚煙火の保安距離

打揚煙火の種類に応じて、次の表1又は表2に掲げる保安距離を適用する。この場合において、消費場所の区分に応じ、適用すべき表1及び表2中の保安距離の欄の等級は、次のとおりとする。

ア 第一種地区

1級とする。ただし、煙火玉の種類を限定し、かつ、煙火玉に方向性を与えるため、縄、ひも等

(19) 水中投げ込み煙火

噴出力の強い火薬を使い、水面上を走らせる仕掛煙火をいう。

(例) 金魚

(20) 小型煙火

がん具煙火状であるが薬量により火薬類取締法で規定するがん具煙火の範ちゅうに入らない煙火がある。また、このようながん具煙火状の煙火を多数束ねて、星・内筒・玉等を連続的に打ち揚げる煙火もある。その種類は多種多様であり、これらを総称して小型煙火という。

(例) 噴水、花束、トラ、乱玉、内筒打ち出し煙火、箱型煙火(紙筒を連結して連続的に発射する煙火で箱に収められているもの)

(21) 手筒煙火

手筒煙火とは、噴出火薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火をいう。

表 球状の打揚煙火玉に関する諸元等→別紙2

5 保安距離に関する基準

煙火の種類ごとに定めた下記の保安距離内に保安物件がある場合は、煙火の準備作業及び消費を禁止する。ただし、保安物件の権利者から煙火消費に関する同意が得られており、かつ、保安物件への防災措置及び立入禁止区域への侵入防止措置が担保され保安上支障がない場合、煙火の準備作業中に都の確認を受けた航路を船舶が航行する場合、その他都が保安上支障ないとして認めた場合はこの限りではない。

(1) 打揚煙火の保安距離

打揚煙火の種類に応じて、次の表1又は表2に掲げる保安距離を適用する。この場合において、消費場所の区分に応じ、適用すべき表1及び表2中の保安距離の欄の等級は、次のとおりとする。

ア 第一種地区

1級とする。ただし、煙火玉の種類を限定し、かつ、煙火玉に方向性を与えるため、縄、ひも等

を付けることその他の保安上の措置をとる場合には、2級とする。

イ 第二種地区

2級とする。

ウ 第三種地区

表1にあつては3級、表2にあつては2級とする。

表1 球形打揚煙火の保安距離

表2 円筒形打揚煙火の保安距離

(2) 打揚煙火以外の煙火の保安距離

打揚煙火以外の煙火の保安距離は20mとする。ただし、次のア、イ、ウ、エについては、各々の定めるところによる。

ア 地上開発煙火

煙火の開発半径に30mを加えた距離とする。

イ 炎、火の粉、火花等を噴出する演出効果用の煙火

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第23条第1項ただし書の規定による基準に定められた距離とする。

ウ 小型煙火

小型煙火の保安距離については、表3のとおりとする。

エ 手筒煙火

手筒煙火の保安距離については、表4のとおりとする。

表3 小型煙火の保安距離→別紙3

表4 手筒煙火の保安距離

を付けることその他の保安上の措置をとる場合には、2級とする。

イ 第二種地区

2級とする。

ウ 第三種地区

表1にあつては3級、表2にあつては2級とする。

表1 球形打揚煙火の保安距離 変更なし

表2 円筒形打揚煙火の保安距離 変更なし

(2) 打揚煙火以外の煙火の保安距離

打揚煙火以外の煙火の保安距離は20mとする。ただし、次のア、イについては、各々の定めるところによる。

ア 観賞の用に供するための煙火

(ア) 地上開発煙火の保安距離については、開発半径に30mを加えた距離とする。

(イ) 小型煙火の保安距離については、表3のとおりとする。

(ウ) 手筒煙火の保安距離については、表4のとおりとする。

表3 小型煙火の保安距離→別紙4

表4 手筒煙火の保安距離 変更なし

イ 演出効果の用に供するための煙火

(ア) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第23条第1項に規定する消防総監が指定する場所（以下「指定場所」という。）で消費する煙火の保安距離は、同条に基づき消防総監が定める基準に適合する距離とする。

<p>6 煙火の消費の中断又は中止に関する基準</p> <p>煙火の準備作業中又は消費中において、次に掲げる基準に該当する場合は、煙火の準備作業又は消費を中断若しくは中止する。</p> <p>(1) 煙火消費の基準等が守られない場合</p> <p>ア 火薬類取締法第26条に基づく消費の技術上の基準（火薬類取締法施行規則第56条の4）が遵守されないとき。</p> <p>イ 火薬類（煙火）消費許可申請書に記載した危険予防の方法が遵守されないとき。</p> <p>ウ 煙火の準備作業中に、関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき（都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く）。</p> <p>ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。 ・ 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。 ・ ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。 ・ 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。 ・ 消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。 <p>エ 煙火の消費中に、煙火打揚従事者名簿に記載された者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき。ただし、事故等の緊急の場合に、監督官庁等及び主催者が立入禁止区域に立ち入る場合はこの限りではない。</p>	<p>(イ) <u>指定場所以外で消費する煙火の保安距離は、表3小型煙火の保安距離を適用する。</u></p> <p>6 煙火の消費の中断又は中止に関する基準</p> <p>煙火の準備作業中又は消費中において、次に掲げる基準に該当する場合は、煙火の準備作業又は消費を中断若しくは中止する。</p> <p>(1) 煙火消費の基準等が守られない場合</p> <p>ア 火薬類取締法第26条に基づく消費の技術上の基準（火薬類取締法施行規則第56条の4）が遵守されないとき。</p> <p>イ 火薬類（煙火）消費許可申請書に記載した危険予防の方法が遵守されないとき。</p> <p>ウ 煙火の準備作業中に、関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき（都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く）。</p> <p>ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。</p> <p>(イ) 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。</p> <p>(イ) 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。</p> <p>(ウ) ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。</p> <p>(エ) 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。</p> <p>(オ) 消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。</p> <p>エ 煙火の消費中に、煙火打揚従事者名簿に記載された者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったとき。ただし、事故等の緊急の場合に、監督官庁等及び主催者が立入禁止区域に立ち入る場合はこの限りではない。</p>
---	--

<p>オ その他、東京都知事が消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。</p> <p>(2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合</p> <p>ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>ウ 海上又は水上での消費において波高が著しく高く、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>エ 火災警報が発令されたとき。</p> <p>(3) 自然災害の発生のおそれがある場合</p> <p>ア 河川の増水により消費場所が冠水するおそれがあるとき。</p> <p>イ 地盤の異常により消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 事故等の場合</p> <p>ア 煙火の消費による人身事故等が発生したとき。</p> <p>イ 過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生し、又は筒ばねが発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。</p> <p>ウ 煙火の消費により物が燃え、安全を確保することができない状況が発生し、煙火の消費の継続が困難になったとき。</p> <p>(5) その他</p> <p>(1)から(4)までに掲げるもののほか、災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため、緊急措置が必要なとき。</p>	<p>オ その他、東京都知事が消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。</p> <p>(2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合</p> <p>ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>ウ 海上又は水上での消費において波高が著しく高く、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>エ 火災警報が発令されたとき。</p> <p>(3) 自然災害の発生のおそれがある場合</p> <p>ア 河川の増水により消費場所が冠水するおそれがあるとき。</p> <p>イ 地盤の異常により消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 事故等の場合</p> <p>ア 煙火の消費による人身事故等が発生したとき。</p> <p>イ 過早発（低空開発を含む。）、黒玉等が連続して発生し、又は<u>地上開発</u>、筒ばねが発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。</p> <p>ウ 煙火の消費により物が燃え、安全を確保することができない状況が発生し、煙火の消費の継続が困難になったとき。</p> <p><u>エ 立入禁止区域外に煙火部品や火の粉が落下し、観客の安全を確保することができない状況になったとき。</u></p> <p>(5) その他</p> <p>(1)から(4)までに掲げるもののほか、災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため、緊急措置が必要なとき。</p>
---	---

7 煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準

煙火の消費を終了した場合又は煙火の消費中において煙火の消費を中止した場合には、次に掲げる措置をとる。

(1) 煙火の消費終了後の措置

ア 煙火の消費終了後、安全な防護策等を講じた上で、速やかに未着火煙火及び黒玉の確認検査並びに黒玉の回収を行い、その後、次の措置を行うこと。

(ア) 未着火煙火については、煙火打揚業者に他の正常な煙火と区別して製造工場等に持ち帰らせること。

(イ) 黒玉については、回収後速やかに水に浸す等の適切な措置を講じること。

(ウ) 未着火煙火及び黒玉の確認検査、黒玉の回収並びに(ア)及び(イ)の措置の結果を速やかに東京都に報告すること。

イ アの措置が終わるまでの間、関係者以外の者は立入禁止区域に立ち入らないこと。ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。

・警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。

・腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。

・ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。

・消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。

・消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。

ウ 煙火資材の回収については、未着火煙火の確認検査を行った後に実施すること。

7 煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準

煙火の消費を終了した場合又は煙火の消費中において煙火の消費を中止した場合には、次に掲げる措置をとる。

(1) 煙火の消費終了後の措置

ア 煙火の消費終了後、安全な防護策等を講じた上で、速やかに未着火煙火及び黒玉の確認検査並びに黒玉の回収を行い、その後、次の措置を行うこと。

(ア) 未着火煙火については、煙火打揚業者に他の正常な煙火と区別して製造工場等に持ち帰らせること。

(イ) 黒玉については、回収後速やかに水に浸す等の適切な措置を講じること。

(ウ) 未着火煙火及び黒玉の確認検査、黒玉の回収並びに(ア)及び(イ)の措置の結果を速やかに東京都に報告すること。

イ アの措置が終わるまでの間、関係者以外の者(都の確認を受けた航路を船舶により航行する者を除く)は立入禁止区域に立ち入らないこと。ただし、立入禁止区域に立ち入ることができる主催者及び委託業者は以下の全てに該当する者に限ることとする。

(ア) 警備上若しくは運営上止むを得ない必要最低限の人数であること。

(イ) 腕章、服装等により外部から容易に識別できる者であること。

(ウ) ヘルメット等の保護具を着用しており煙火消費の内容、危険性を理解している者であること。

(エ) 消費許可が必要な煙火消費の場合は、立入者の名簿を事前に都に提出している者であること。

(オ) 消費許可が不要な煙火消費の場合は、委託業者にあつては立入禁止区域への立入について主催者の承諾を得ている者であること。

ウ 煙火資材の回収については、未着火煙火の確認検査を行った後に実施すること。

エ アの規定にかかわらず、黒玉を消費日当日に回収できなかつた場合には、当該黒玉の回収を当該消費日の翌朝にも改めて行い、黒玉を回収した場合は、速やかに東京都に報告すること。

(2) 煙火の消費を中止した場合の措置

ア 煙火の消費を中止したときには、未使用の煙火にあつては煙火及び煙火資材を回収した上で煙火打揚業者に火薬庫又は庫外貯蔵場所に持ち帰らせ、未着火煙火又は黒玉にあつては(1)の例により措置をとること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により、煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すとともに措置状況を速やかに東京都に報告すること。

イ 河川の増水等により消費場所が危険になるおそれが生じた場合において煙火の消費を中止したときは、アの規定にかかわらず、煙火打揚業者の安全を確保しながら、消費場所に存置された煙火及び煙火資材の早期回収に努めること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、安全が確保できる場所に見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すこと。

ウ イのただし書に規定する消費場所に存置された煙火については、当該消費場所の安全が確認された後、速やかにアに規定する措置をとること。

エ イに規定する場合において煙火の消費を中止したときで、万一煙火が河川等に流出したときには、監督官庁等に通報の上、回収に努めること。

オ イからエまでに規定する措置をとつた場合には、速やかにこれらの措置状況を東京都に報告すること。

エ アの規定にかかわらず、黒玉を消費日当日に回収できなかつた場合には、当該黒玉の回収を当該消費日の翌朝にも改めて行い、黒玉を回収した場合は、速やかに東京都に報告すること。

(2) 煙火の消費を中止した場合の措置

ア 煙火の消費を中止したときには、未使用の煙火にあつては煙火及び煙火資材を回収した上で煙火打揚業者に火薬庫又は庫外貯蔵場所に持ち帰らせ、未着火煙火又は黒玉にあつては(1)の例により措置をとること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により、煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すとともに措置状況を速やかに東京都に報告すること。

イ 河川の増水等により消費場所が危険になるおそれが生じた場合において煙火の消費を中止したときは、アの規定にかかわらず、煙火打揚業者の安全を確保しながら、消費場所に存置された煙火及び煙火資材の早期回収に努めること。ただし、回収が不可能である等やむを得ない事由により煙火を消費場所に存置する場合は、監督官庁等に通報した上、安全が確保できる場所に見張のための要員を付けて盗難防止、流出防止等に万全を期すこと。

ウ イのただし書に規定する消費場所に存置された煙火については、当該消費場所の安全が確認された後、速やかにアに規定する措置をとること。

エ イに規定する場合において煙火の消費を中止したときで、万一煙火が河川等に流出したときには、監督官庁等に通報の上、回収に努めること。

オ イからエまでに規定する措置をとつた場合には、速やかにこれらの措置状況を東京都に報告すること。

<p>8 煙火の消費に関するその他の注意事項</p> <p>(1) 禁止事項等</p> <p>ア 打揚煙火の斜め打ちは禁止する。ただし、保安のために止むを得ないと都が判断した場合を除く。</p> <p>イ 小型煙火の斜め打ちは原則として禁止する。</p> <p>ウ 水中投げ込み煙火は、禁止する。</p> <p>エ 煙火の重ね玉は、3号玉と4号玉との重ね玉までとする。</p> <p>オ 打揚筒1筒には、煙火玉2個以下とする。</p> <p>(2) 申請者は次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>ア 消費許可申請者は、申請書中の危険予防の方法の欄に、煙火打揚従事者及び観客への危険予防の方法、煙火消費の中断又は中止の判断基準、煙火の消費の終了又は中止後の措置、河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法、その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法を記載すること。</p> <p>イ 消費許可申請者は、煙火消費に係る者（煙火打揚業者を含む。）に安全教育を実施するとともに、アに掲げる事項を周知すること。</p> <p>ウ 煙火の消費終了後、消費許可申請者は、煙火消費報告書を東京都知事に提出すること。</p>	<p>8 煙火の消費に関するその他の注意事項</p> <p>(1) 禁止事項等</p> <p>ア 打揚煙火の斜め打ちは禁止する。ただし、保安のために止むを得ないと都が判断した場合を除く。</p> <p><u>イ 水中投げ込み煙火は、禁止する。</u></p> <p><u>ウ 煙火の重ね玉は、3号玉と4号玉との重ね玉までとし、上玉には黒玉防止措置を施すこと。</u></p> <p><u>エ 打揚筒1筒には、煙火玉2個以下とする。</u></p> <p><u>オ 煙火の準備作業中から終了後の措置が終わるまでの間は、保安距離内での喫煙及び火気（点火用の火種を除く。）の使用を禁止する。ただし、火気の使用にあつては、煙火に着火する恐れがないと都が判断した場合を除く。</u></p> <p><u>カ 煙火の準備作業中から終了後の措置が終わるまでの間は、保安距離内での無人航空機の飛行を禁止する。</u></p> <p>(2) 申請者は次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>ア 消費許可申請者は、申請書中の危険予防の方法の欄に、煙火打揚従事者及び観客への危険予防の方法、煙火消費の中断又は中止の判断基準、煙火の消費の終了又は中止後の措置、河川敷で煙火を消費する場合の危険予防の方法、その他煙火消費の際に必要な危険予防の方法を記載すること。</p> <p>イ 消費許可申請者は、煙火消費に係る者（煙火打揚業者を含む。）に安全教育を実施するとともに、アに掲げる事項を周知すること。</p> <p>ウ 煙火の消費終了後、消費許可申請者は、煙火消費報告書を東京都知事に提出すること。</p>
---	--

球状の打揚煙火玉に関する諸元等

玉の大きさ		総重量約(g)		含有火薬量約(g)		開かせる高さ約(m)	玉が開いた直径約(m)	打揚火薬量約(g)	打揚筒の内径約(cm)
号数	玉の外径約(cm)	割物	ほか物	割物	ほか物				
2.5号	6.9	120	80	40	25	80	50	20	7.6
3号	8.6	230	150	120	70	120	100	25	9.1
4号	11.5	550	260	350	130	150	120	50	12.1
5号	14.4	1,100	500	630	240	200	150	85	15.2
6号	17.3	1,800	900	1,100	450	220	180	120	18.2
7号	20.0	2,700	1,500	1,500	750	250	200	180	21.2
8号	23.0	4,000	2,400	2,600	1,200	280	250	230	24.2
10号	28.5	8,000	—	4,400	—	300	280	500	30.3
20号	58.0	60kg	—	35kg	—	450	450	4,000	60.6
30号	86.0	220kg	—	80kg以下	—	600	600	15kg	90.9
40号	114.0	420kg	—	80kg以下	—	750	750	30kg	121.0

(注) 表の数値は平均的なものであり、実際には、総重量・含有火薬量・開かせる高さ・玉が開いた直径・打揚火薬量は、玉の重量、玉の種類、打揚筒の長さ等により変わる。

出典：「煙火の消費保安基準(平成 20 年 11 月)」(社団法人日本煙火協会)

球状の打揚煙火玉に関する諸元等

玉の大きさ		総重量約(g)		含有火薬量約(g)		開かせる高さ約(m)	玉が開いた直径約(m)	打揚火薬量約(g)	打揚筒の内径約(cm)
号数	玉の外径約(cm)	割物	ほか物	割物	ほか物				
2.5号	6.9	120	80	40	25	80	50	20	7.6
3号	8.6	230	150	120	70	120	100	25	9.1
4号	11.5	550	260	350	130	150	120	50	12.1
5号	14.4	1,100	500	630	240	200	150	85	15.2
6号	17.3	1,800	900	1,100	450	220	180	120	18.2
7号	20.0	2,700	1,500	1,500	750	250	200	180	21.2
8号	23.0	4,000	2,400	2,600	1,200	280	250	230	24.2
10号	28.5	8,000	5,000	4,400	2,500	300	280	500	30.3
20号	58.0	60kg	—	35kg	—	450	450	4,000	60.6
30号	86.0	220kg	—	80kg以下	—	600	600	15kg	90.9
40号	114.0	420kg	—	80kg以下	—	750	750	30kg	121.0

(注) 表の数値は平均的なものであり、実際には、総重量・含有火薬量・開かせる高さ・玉が開いた直径・

打揚火薬量は、玉の重量、玉の種類、打揚筒の長さ等により変わる。

出典：「煙火の消費保安基準(平成30年5月)」(社団法人日本煙火協会)

改正前

表 3 小型煙火の保安距離

小型煙火の内容	取扱条件	保安距離
1 <u>噴出、回転、推進及び音・光（噴水、火車、爆竹、縄火等）で発射薬を使用しないもの</u>	(1) <u>設置固定した場所から動かないもの</u>	火の粉の飛散範囲の2倍とする。 ただし、その距離が20mに満たない場合は20mとする。
	(2) <u>限定された範囲内で推進するもの</u>	
2 <u>球状若しくは円筒形の星等（乱玉、トラ、花束等）及び球状若しくは円筒状の煙火部品（小割、音、飛翔、笛等）を発射薬を使用して連続的に打ち揚げるもの</u>	(1) <u>星等を打ち揚げて、二次点火しないもの</u>	火の粉の飛散範囲の2倍とする。 ただし、その距離が40mに満たない場合は40mとする。
	(2) <u>内筒等を打ち揚げて、二次点火するもの</u>	

改正後

表 3 小型煙火の保安距離

小型煙火の内容		取扱条件	保安距離
<u>1 発射薬を使 用しないもの</u>	<u>(1)推進するもの(流星、 ケーブル花火等)</u>	<u>観客の方向に推進させな いこと</u>	火の粉の飛散範囲の2 倍とする。ただし、その 距離が20mに満たない 場合は20mとする。 <u>斜め打ちする場合は、 打ち出し方向について、 斜め打ちしたことによる 火の粉の水平到達距離を 加算する。</u>
	<u>(2)音・光を発するもの (爆竹、フラッシュ等)</u>	二	
	<u>(3)回転するもの(車花火 等)</u>	<u>円周方向を観客に向けな いこと</u>	
	<u>(3)噴出するもの(噴水 等)</u>	<u>筒先を観客の方向に向け ないこと</u> <u>斜め打ちする場合は、防火 対策を施すこと</u>	
<u>2 発射薬を使 用するもの</u>	<u>(1)球状・円筒形の星粒 等を発射するもの</u>	<u>筒先を観客の方向に向け ないこと</u> <u>連続的に星粒等を発射す るものは、地面に対して安全 な角度を保持して筒を設置 すること</u>	火の粉の飛散範囲の2 倍とする。ただし、その 距離が40mに満たない 場合は40mとする。
	<u>(2)球状・円筒形の煙火 部品を発射し、上空で二 次点火するもの</u>	<u>地面に垂直に設置するこ と</u>	